

役員給与に関するQ&A

平成20年12月17日、国税庁は役員給与に関するQ&Aを取りまとめホームページで公開されている。

役員給与の額を減額改定する場合には、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」（業績悪化改定事由）があるときに限り、定期同額給与の改定又は事前確定届出給与の改定として損金算入が認められる。とされていましたが、具体的にどのような場合が業績悪化改定事由に該当するのかが今までは明確ではなかったが、今回国税庁より、業績悪化改定事由に該当する具体例が示されるとともに、併せて従来から質問の多かった事例の取り扱いも示されている。

（1）業績悪化改定事由

- ① 株主との関係上、業績や税務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合。

株主が不特定多数の者からなる法人であれば、業績等の悪化が直ちに役員の評価に影響を与えるのが一般的であると思われますので、通常はこのような法人が業績等の悪化に対応して行う減額改定がこれに該当するものと考えられます。

同族会社のように株主が少数の者で占められ、かつ役員の一部のものが株主である場合や、株主と役員が親族関係にあるような会社についても、該当するケースがないわけではありませんが、そのような場合には役員給与の額を減額せざると得ない客観的かつ特別の事情を具体的に説明できるようにしておく必要があることに留意してください。

- ② 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において役員給与の額を減額せざるを得ない場合。

取引銀行との協議状況等により、これに該当することが判断できるものと考えられます。

- ③ 業績や財務状況又は資金繰りが悪化した為、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図る為の計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合。

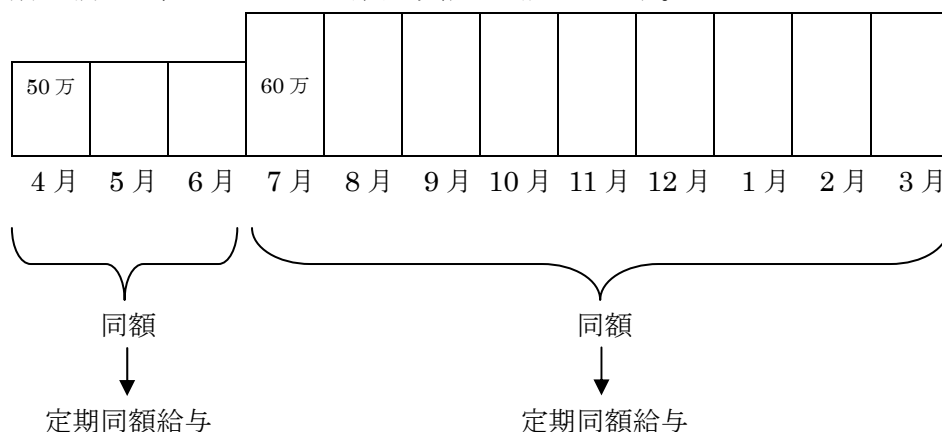
策定された経営状況の改善を図る為の計画によって判断できるものと考えら

れます。この場合、その計画は取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保することを目的として策定されるものであるため、利害関係者から開示等の求めがあればこれに応じられるものということになります。

(2) 定期給与を株主総会の翌月分から増額する場合の取り扱い

Q. X年6月25日に定時株主総会を開催し役員に対する定期給与の額につき従来の50万円から60万円に増額改定することを決議し、役員に対する定期同額給与の支給を6月からではなく定時株主総会の日から1ヵ月後最初に到来する給与の支給日である7月31日支給から適用することとしている場合、定期同額給与の要件とされている「改定前後の各支給時期における支給額が同額であるもの」という要件は満たすのか？

A. 4月から6月までの支給額または7月から翌年3月までの支給額が同額である場合には、「改定前後の各支給時期における支給額が同額であるもの」という要件を満たし、それぞれが定期同額給与に該当します。

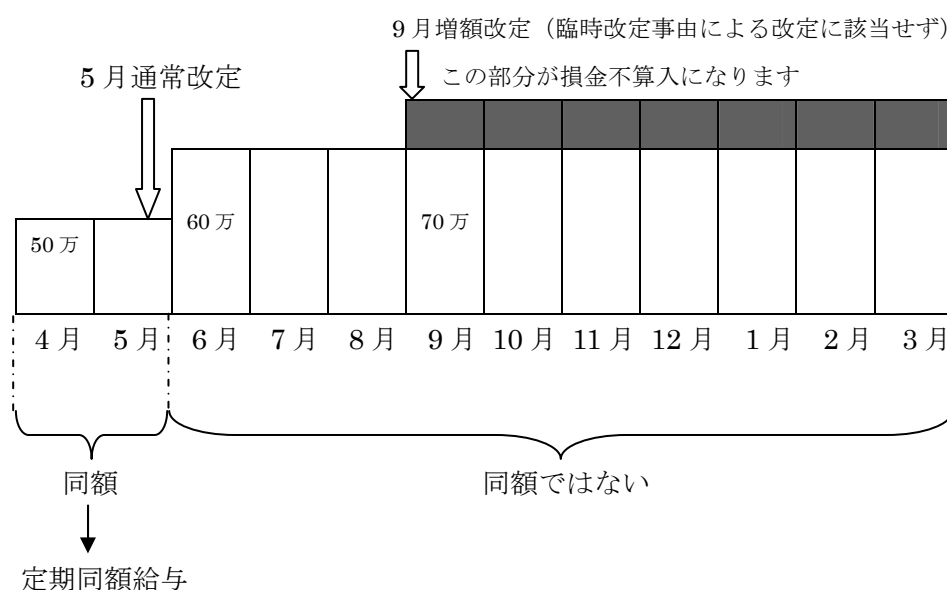


(3) 複数回の改定が行われた場合の取り扱い

Q. 取締役甲に対し月額40万円の役員給与を支給することとしていたが、5月25日に開催した定時株主総会において、6月支給分の給与から20万円を増額し月額60万円を支給することを決議した。その後、甲の統括する部署の業績が好調であることから、9月1日に臨時株主総会を開催し、同月支給分の給与から更に10万円増額し月額70万円とする事を決議した。9月の増額改定は、臨時改定事由（※注）による改定に該当しない場合、損金不算入額の算定はどのようなになるのか？

- A. 甲に支給する4月及び5月の給与は定期同額給与に該当します。また、6月以降の給与は増額改定後の期間(9月から翌年3月分までの7ヶ月間)において増額改定前の支給額である60万円に10万円を上乗せして支給することとしたものであることもみることができることから、その増額改定前の定期同額給与の額(60万円)に相当する部分が引き続き定期同額給与として支給されているものと考えられる。

したがって、損金不算入額は増額改定後の定期同額給与の額のうち増額改定前の支給額に上乗せして支給した部分の金額70万円(10万円×9月から翌年3月までの7か月分)となります。



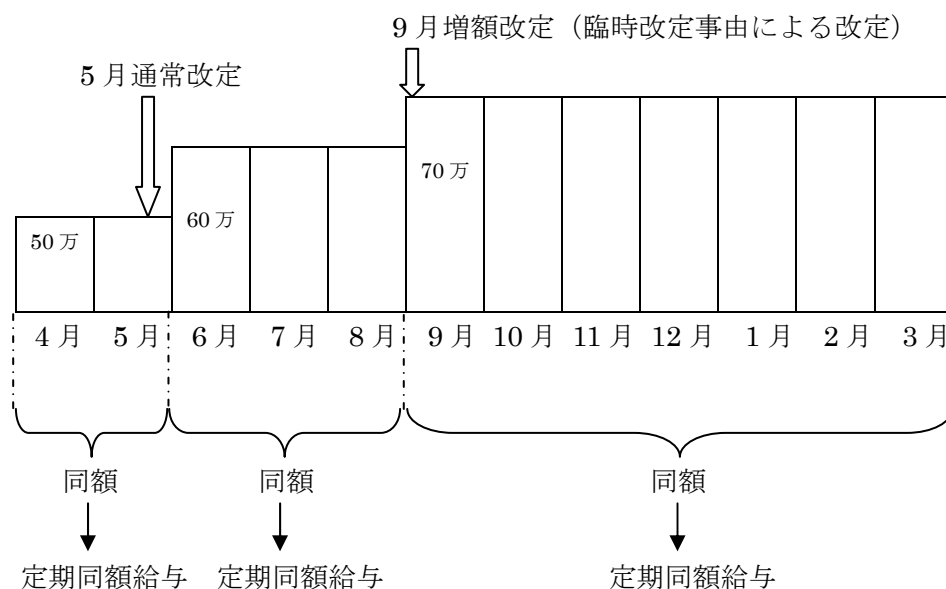
※注 定期給与で、その役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更等のやむを得ない事情(臨時改定事由)により改定されたもの。

職制上の地位とは、社長、副社長、専務、常務などの法人における役職を指し、定款等の規定または株主総会もしくは取締役会の決議により付与されたものをいいます。なお、意図的に、もしくは形式的に役員の職制上の地位変更を行って給与改定をし、利益調整目的にこれを利用するようなケースは、当然に認められないこととなります。

(4) 臨時改定事由による複数回の改定

年1回3月決算の法人が毎月20日に役員給与を支給することとしている場合において、5月に開催した定時株主総会において定期同額給与の額の改定を決議した後、9月1日に法人税法施行令69条第1項第1号ロに掲げる臨時改定事由による改定

を行ったときは、各支給時期における支給額が同額である場合には、それぞれが定期同額給与に該当し、それぞれ損金算入の対象となることとなります。



- (5) 役員給与の額の据置きを定時株主総会で決議せず、その後に減額した場合の取り扱い

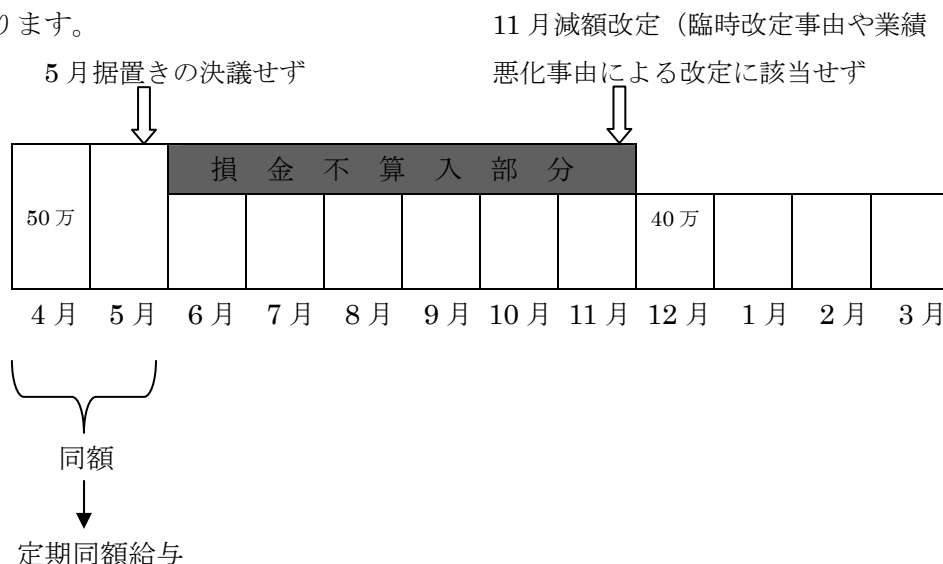
Q. 代表取締役甲に対し、毎月50万円の役員給与を支給することとしていました。

通常、役員給与の額の改定を5月に開催する定時株主総会で決議していますが、X年5月25日に開催した定時株主総会においては、任期の中途である役員給与の額は前年の定時株主総会において決議された額を据え置くこととしたことから、定時株主総会の議案には役員給与の額に関する事項を盛り込まず、これまでと同額の給与を継続して支給していたが、その後会社の営業利益を確保することのみを目的として、X年11月25日に臨時株主総会を開催し、甲の12月支給分の給与から10万円減額して、月額40万円とする事を決議した。11月の減額改定は、臨時改定事由や業績悪化改定事由による改定に該当しないものとするが、損金不算入額の算定はどのように行えばよいですか？

- A. 甲に支給する4月及び5月の給与は、定期同額給与に該当するものと取り扱って差し支えありません。6月以降の給与は、減額改定後の定期給与の額(40万円)を当年の定時株主総会から開始する新たな職務執行期間において継続して支給するとともに、減額改定前の期間(6月分から11月分までの6か月間)においてはその継続して支給している定期同額給与の額(40万円)に10

万円を上乗せして支給していたものとみることができることから、その減額改定後の定期同額給与の額（40万円）に相当する部分が定期同額給与となるものと考えられます。

したがって、損金不算入額は減額改定前の定期同額給与の額のうち減額改定後の定期同額給与の額を超える部分の金額60万円（10万円×6か月分）となります。



（6）臨時改定事由の範囲ー病気のため職務が執行できない場合ー

Q. 代表取締役甲は、病気のため2ヶ月間の入院が必要となり、当初予定されていた職務の執行が一部できない状態になったため、取締役会を開催し、甲の役員給与の額を減額することを決議しました。

また、退院後において従前の同様の職務の執行が可能となったことから、取締役会の決議を経て、入院前の給与と同額の給与を支給することとする改定をしている。

この場合、当社が甲に支給する役員給与は定期同額給与に該当するのでしょうか？

A. 役員が病気で入院したことにより当初予定されていた職務の執行が一部できないこととなった場合に、役員給与の額を減額することは臨時改定事由による改定と認められる。また、従前と同様の職務の執行が可能となった場合に、入院前の給与と同額の給与を支給することとする改定も臨時改定事由による改定と認められます。したがって、甲に支給する給与はいずれも定期同額給与に該当します。